

これからの小・中学校施設の在り方について

～児童・生徒の成長を支える場にふさわしい環境づくりを目指して～

平成31年3月

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議

目 次

はじめに

第1章 小・中学校施設整備指針改訂の背景

- | | |
|-------------------|----|
| 1. 小・中学校施設整備指針の沿革 | 1 |
| 2. 学習指導要領の改訂 | 2 |
| 3. 小・中学校施設を取り巻く現況 | 4 |
| 4. その他配慮すべき事項 | 14 |

第2章 これからの小・中学校において充実すべき施設機能

・ 18

第3章 小中学校施設整備指針の改訂案

・ 31

別冊1「小学校施設整備指針（改訂案）」

別冊2「中学校施設整備指針（改訂案）」

参考資料

・ 32

- ・ 現地調査概要
- ・ 各施策等の概要
- ・ 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議設置要綱
- ・ 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議
小中学校施設部会の設置について
- ・ 検討の経緯

はじめに

小学校及び中学校施設整備指針は、昭和60年代、いわゆる第二次ベビーブームにより児童生徒数がピークを迎えた後、多様な学習方法や生涯学習社会の実現に向けた各種方策が提唱される中、児童生徒の学習環境の目指すべき姿を示すものとして平成4年に策定された。当該指針は、小中学校施設を計画・設計するに当たり留意すべき事項について、基本的な考え方から平面計画・各室計画・設備計画に至るまで網羅的に記載されている。

平成4年の策定後、学習指導要領の改訂を踏まえ全面的な見直しが図られた他、義務教育学校の創設等の学校教育制度の改正や、社会状況の変化を踏まえた複合化の取組の進展、事件・事故、災害等を踏まえ、これまで数次にわたり改訂を行い、内容の充実が図られてきた。

一方で、現在の学校を取り巻く環境は大きく急激に変化してきている。新しい知識・情報・技術が、社会のあらゆる領域で活動の基盤として飛躍的に重要性を増していくとともに、知識・情報・技術をめぐる変化の早さが加速度的となり、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて進展するようになってきている。I o TやA I技術の進展により、Society 5.0 と呼ばれる社会の到来を目前に控え、先般、学習指導要領が改訂されたところである。

学校は、子供たちにとって未来の社会に向けた準備段階としての場であると同時に、現実の社会との関わりの中で、毎日の生活を築き上げていく場でもある。地域の人的・物的資源の活用や放課後・土曜日等を活用した社会教育との連携を図りつつ、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら「社会に開かれた教育課程」の実現を図っていくことが求められている。

新たな学校施設を計画することは、その地域の子供たちの将来を考え、その地域の未来を考えることである。そのためには学校設置者や教職員のみならず、地域住民や建築専門家など、多様な立場の意見・知識を総動員して考えていくことが重要である。

本報告書や小・中学校施設整備指針が活用され、関係者の創意工夫の下、児童・生徒の成長を支える場にふさわしい環境が全国で形成されることを期待したい。

平成31年3月

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議 主査 上野 淳
同会議 小中学校施設部会 部会長 長澤 悟

第1章 小・中学校施設整備指針改訂の背景

1. 小・中学校施設整備指針の沿革

公立学校施設の整備においては、戦後、その主となる構造が木造から鉄筋コンクリート造に移ったこと等により、補助事業建物の質的向上と経費の効果的な使用を図るため、従来より一層適切な設計・計画に対する配慮が必要であったことから、昭和42年に校舎、屋内運動場等に関する建築計画及び設計の留意事項を記述した「学校施設指導要領」が策定された。

「学校施設指導要領」は、昭和49年に名称を「学校施設設計指針」に改めるなど数次の改訂が行われたが、学校を取り巻く社会的な情勢の大幅な変化を受けて、平成3年度から「学校施設整備指針策定に関する調査研究」が実施され、平成4年3月に「小学校施設整備指針」及び「中学校施設整備指針」が策定された。

「学校施設整備指針」は、児童生徒の健康と安全はもとより、教育内容、教育方法等の多様化への対応など学校施設に固有に求められる機能を確保し、学校施設としての質的向上を図るため、学校施設の計画・設計上の留意点を示したものである。

その後、学習指導要領の改訂による新教育課程への対応や少子高齢化への移行、情報通信技術による変革など学校施設を取り巻く新たな課題への対応等を踏まえ、子供達の主体的な活動の支援、安全、地域との連携などの事項に関して記述内容の充実を図るため、平成13年3月に全面的に改訂されるとともに、平成15年8月には、学校施設の防犯対策の推進、既存学校施設の耐震化の推進、建材等から放散される化学物質による室内空気汚染の防止対策等に関連する記述が追加された。

平成19年4月には、特別支援教育を推進するために関係法令の改正が行われ、施行されたこと等を受け、特別支援教育を推進するための施設整備の基本的考え方や、学校施設全体のバリアフリー化に関する記述などが充実された。

平成21年3月には、学校施設の事故防止対策に関する記述を充実し、平成22年3月には、学習指導要領の改訂や社会状況の変化を踏まえ、外国語活動における多様な学習活動に対応した空間の確保や、理数教育環境の充実、環境面からの持続可能性への配慮などの記述が充実された。

平成26年7月には、東日本大震災において顕在化した課題になどに対応するため、学校施設の津波対策及び避難所としての防災機能の強化、学校施設の老朽化対策などに関する記述が充実された。

平成28年3月には、義務教育学校の創設などに対応するため、「小中一貫教育に適した学校施設の在り方について」（平成27年7月 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議）の報告書を踏まえ、小中一貫教育に適した学校施設の計画・設計上の留意事項が追加されるとともに、学校施設の複合化、長寿命化対策、木材利用に関する記述が充実された。

このように学校施設整備指針は、学校施設を取り巻く社会状況の変化や課題等を踏まえ、これまで何度も改訂が重ねられ、内容の充実が図られてきたところである。

2. 学習指導要領の改訂

学習指導要領は、時代の変化や子供たちの状況、社会の要請等を踏まえ、これまでおおよそ10年ごとに改訂されてきた。

平成29年3月、以下に掲げる理念やポイント、考え方等を踏まえつつ、小学校及び中学校学習指導要領が改訂された。

これからの教育課程の理念

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

＜社会に開かれた教育課程＞

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

改訂のポイント

基本的な考え方

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

学習指導要領改訂の考え方



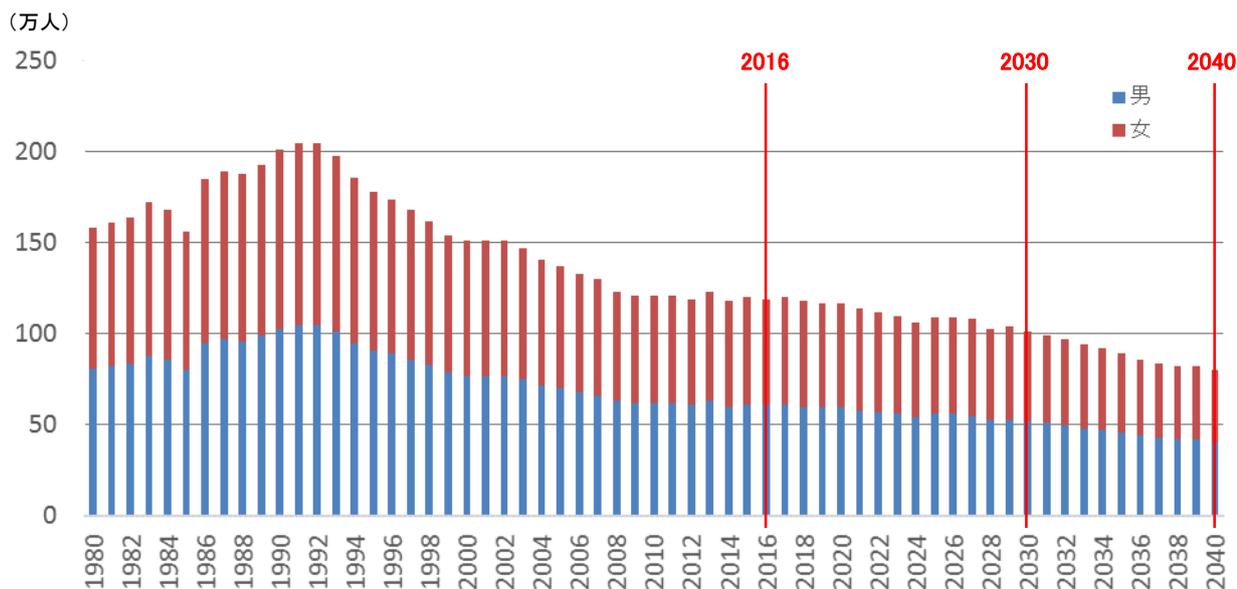
※高校教育については、些末な事実に知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

3. 小・中学校施設を取り巻く現況

(1) 18歳人口の推移

我が国の18歳人口は、2016年時点で120万人程度（ピークは1990年頃の200万人超）となっており、今後、2030年には約100万人、さらに2040年には、2016年のおよそ2/3に当たる約80万人まで減少するという推計となっている。

● 18歳人口の推移



※過年度高卒者（高等学校または中等教育学校卒業後1年以上経過した後に入学者）等を含む。

※「高専4年等」は、国立工業教員養成所入学者（昭和36～41年）、国立養護教諭養成所入学者（昭和40～52年）及び高等専門学校第4学年在学者を指す。

（出典）平成39年以前は文部科学省「学校基本統計」、

平成40年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（出生中位・死亡中位）」を基に作成

(2) 学校数・児童生徒数

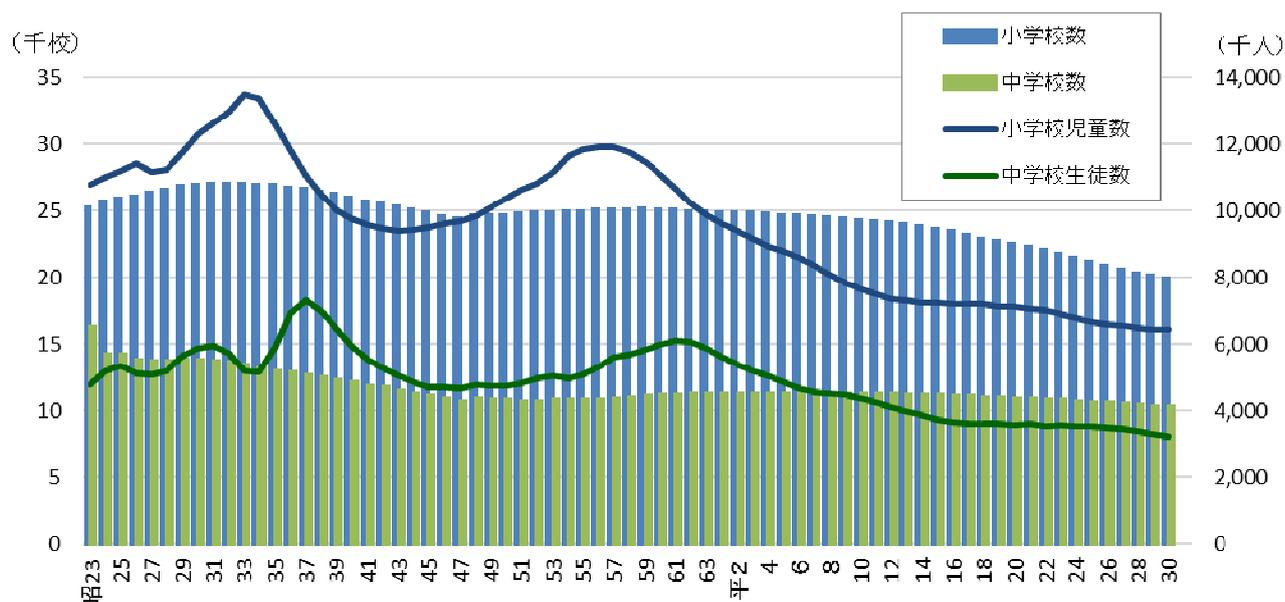
小・中学校における学校数及び児童生徒数は減少傾向であり、今後もこの傾向が続く見通しとなっている。

●小中学校の学校数、児童生徒数（平成 30 年度）

		小学校	中学校	義務教育学校	中等教育学校
学校数 (校)	計	(-203) 19,892	(-55) 10,270	(+34) 82	(±0) 53
	国立	(±0) 70	(±0) 71	(±0) 2	(±0) 4
	公立	(-203) 19,591	(-58) 9,421	(+34) 80	(±0) 31
	私立	(±0) 231	(+3) 778	-	(±0) 18
児童生徒数 (人)	計	(-20,791) 6,427,867	(-81,664) 3,251,670	(+12,189) 34,559	(-103) 32,325
教員数 (人)	計	(+1,869) 420,659	(-2,831) 247,229	(+1,217) 3,015	(+19) 2,629

※（ ）内は平成 29 年度値との増減を示す。
【出典】学校基本調査（平成 30 年度）

●小中学校の学校数、児童生徒数の推移

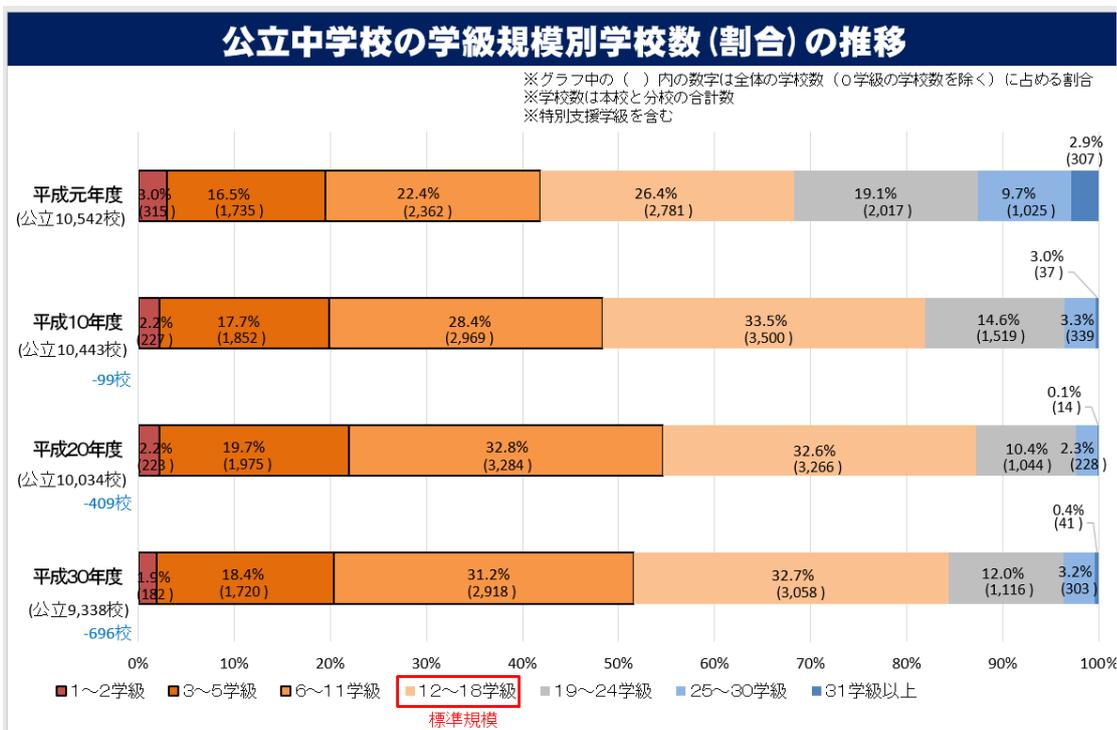
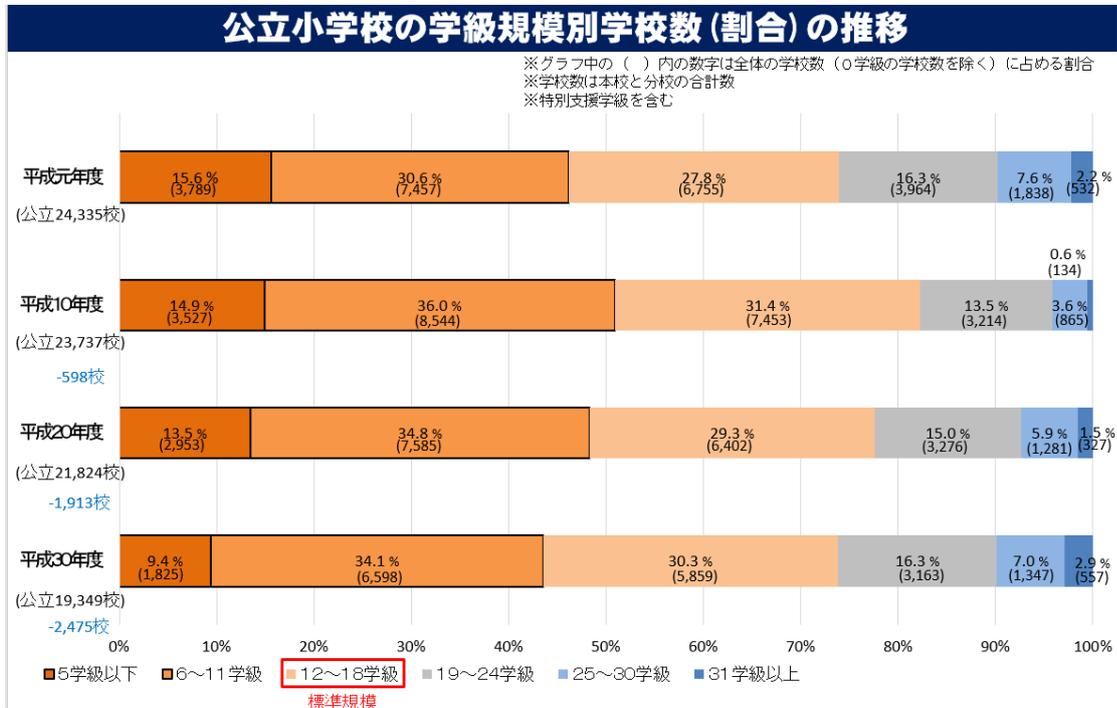


※国公立の合計数
※中等教育学校、義務教育学校は含めない
【出典】学校基本調査

(3) 近年の学校規模の推移 (公立小中学校)

近年では、標準に満たない11学級以下の公立小中学校の割合が減少傾向にある一方、標準を超える19学級以上の公立小中学校の割合は増加傾向にある。

● 近年の公立学校の学校規模の推移

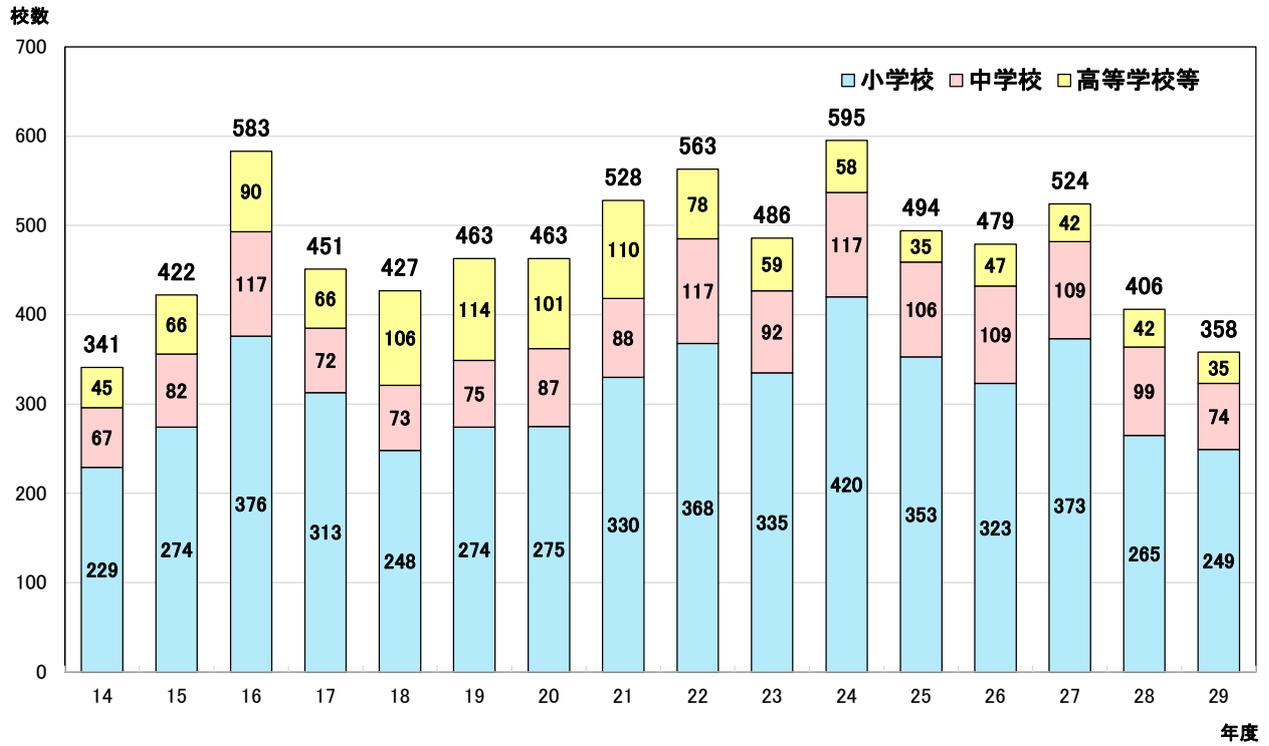


出典：学校基本調査

(4) 廃校の発生状況

少子化等の影響により、毎年500校程度の廃校が発生している。

● 廃校の発生状況



出典：平成30年度廃校施設活用状況実態調査（文部科学省）

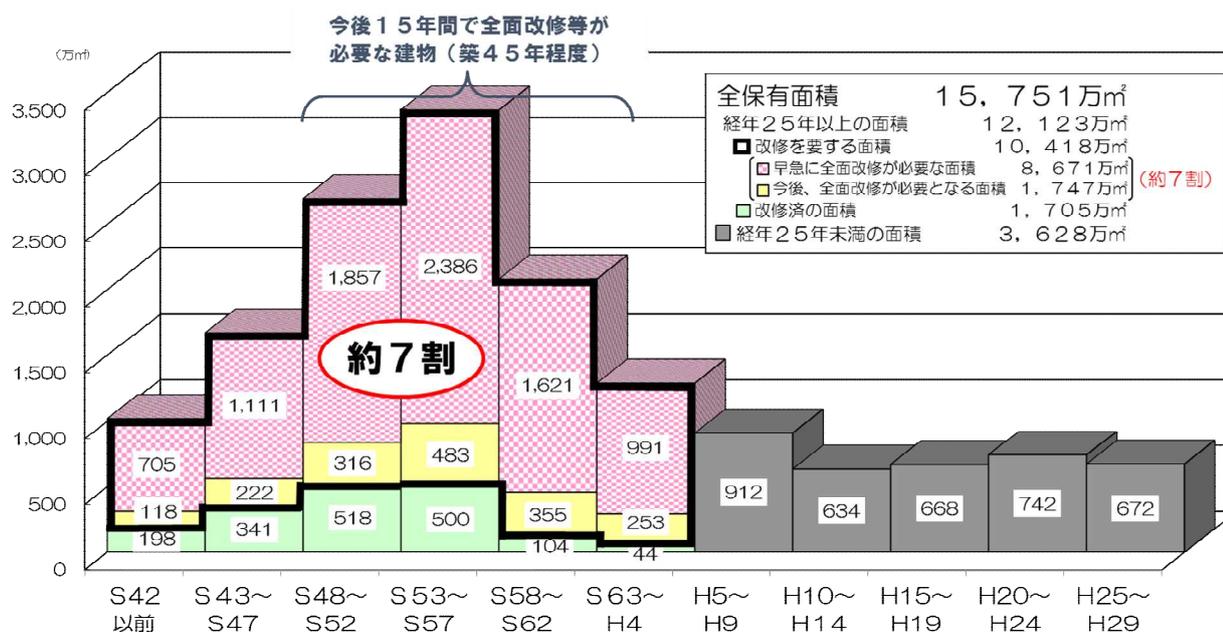
(5) 老朽化の進行

我が国では、高度成長期以降に集中的に整備された公共施設やインフラが今後一斉に老朽化を迎える。例えば、今後20年で、建設後50年以上経過する道路橋（橋長2m以上）の割合が約16%から約65%になるなど、老朽化の割合が加速度的に増加することが見込まれている。

このため、国は「インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月）」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）を策定し、今後、約800兆円に及ぶインフラストックの老朽化への確に対応するため、国や地方公共団体等が一丸となって戦略的な維持管理・更新等に取り組んでいるところである。

公立小中学校施設においても昭和40年代後半から50年代にかけて建設された校舎等が一斉に更新時期を迎えてきており、一般的に改修が必要となる経年25年以上の建物が全体の7割を占めるなど深刻な老朽化に悩まされているところであり、このうち緊急的な老朽対策が必要な経年45年以上を経過した未改修の建物については、現在2020年度までの対策完了を目指して取り組んでいるところである。

●経年別保有面積（公立小中学校）



※「公立学校施設実態調査 平成29年度」（文部科学省）のうち、校舎・屋内運動場・寄宿舎に区分された非木造建物を計上

築45年

築25年

新築

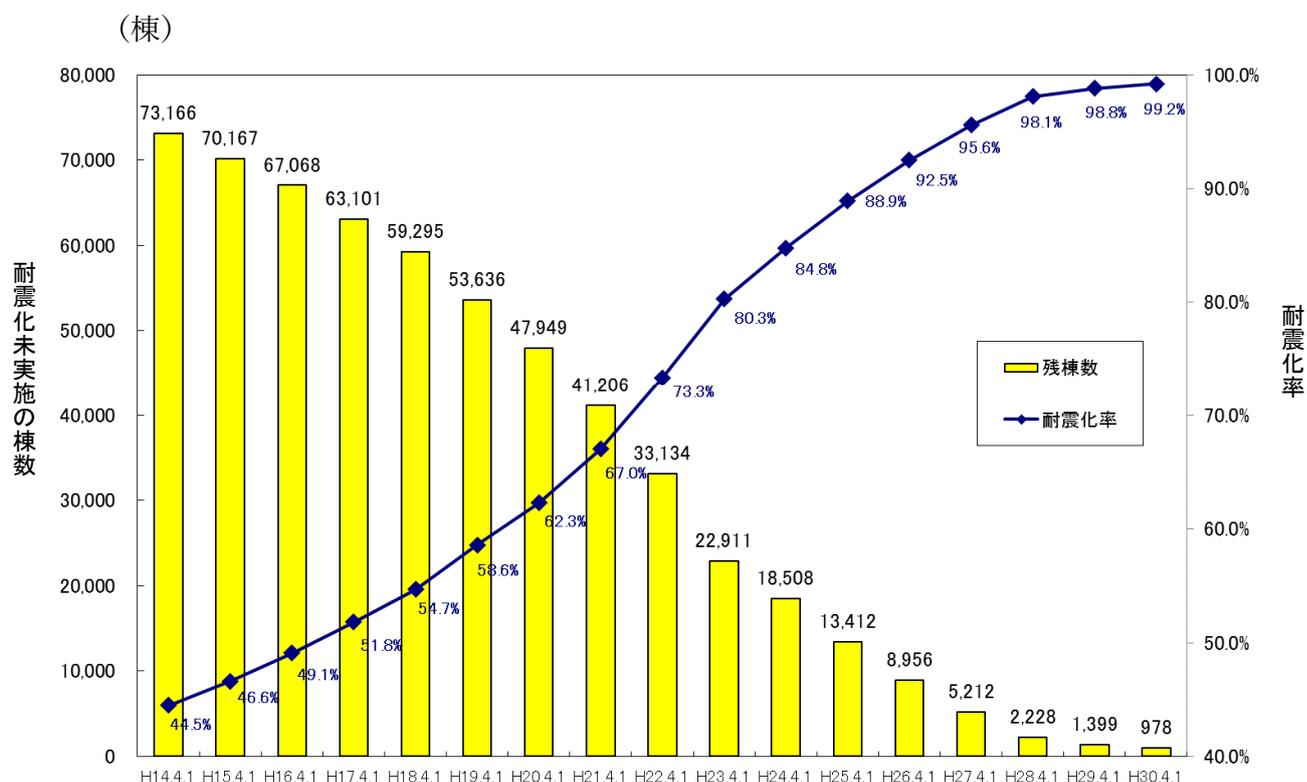


老朽化の著しい施設

(6) その他

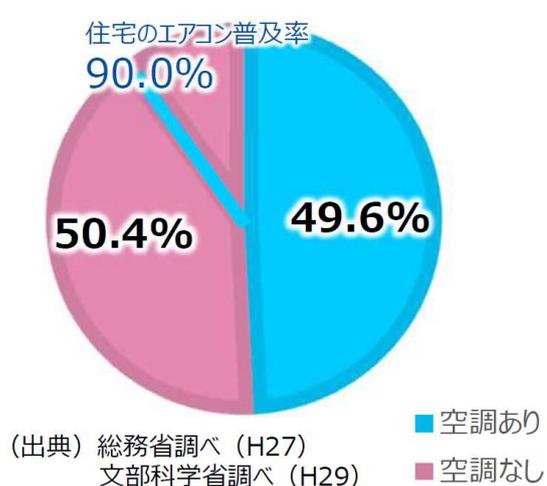
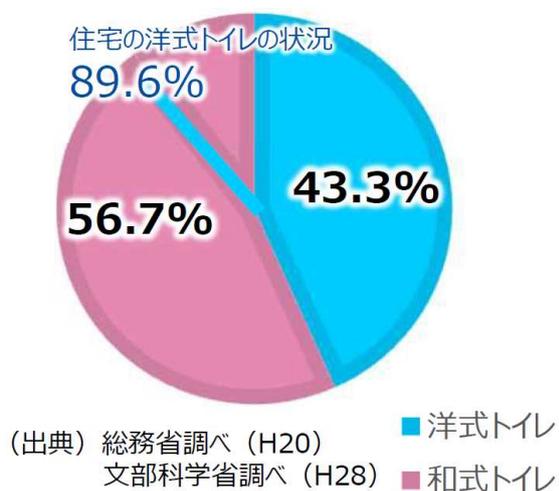
●耐震化の状況（公立小中学校）

公立小中学校施設における耐震化率は、平成30年4月1日時点で99.2%となっている。



●洋式トイレ、空調（冷房）設備（公立小中学校）

公立小中学校における洋式トイレ及び空調（冷房）設備の普及率は住宅のそれを大きく下回っており、生活文化からの乖離や近年の厳しい気象条件に対応した教育環境の確保などの観点からも各地域の実態を踏まえた整備が求められる。

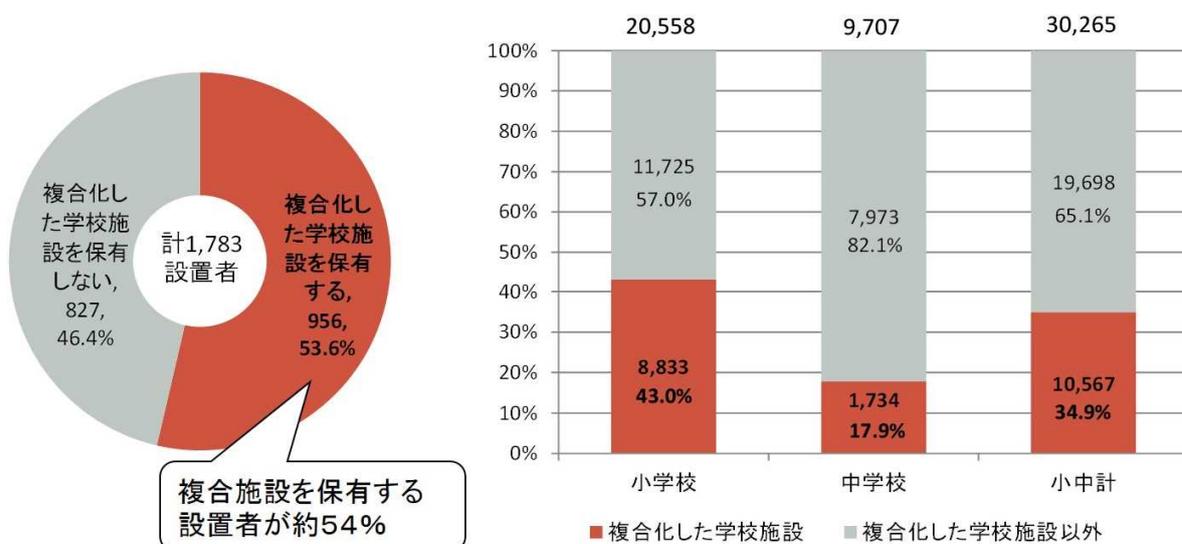


●公立小中学校の複合化

近年、各地方公共団体において域内の公共施設マネジメント導入が進んでおり、学校施設だけでなく公共施設全般について最適化・再配置の検討が進んできている。

このことに伴い、財政負担の軽減・平準化を図る観点から、複数の公共施設等を一体的に整備（複合化）することを検討する地方公共団体も増えてきている。

**複合化した学校施設を保有する学校設置者は全設置者の大半を占める。
公立小中学校の1万校以上が複合施設であり、全体の35%を占める。**



複合化した学校施設を保有する設置者数とその割合

複合化した公立小中学校数とその割合

平成26年5月1日時点

学校施設と複合化した公共施設等の種類別件数（延べ数）

文教施設					社会福祉施設						
社会教育施設			社会体育施設		児童福祉施設			高齢者福祉施設		障害者支援施設等*6	その他の社会福祉施設
図書館	公民館等*1	博物館等*2	プール	体育館等*3	放課後児童クラブ	保育所	児童館等*4	特別養護老人ホーム	老人デイサービスセンター等*5		
45	443	22	32	110	6,333	112	361	2	111	11	14
のべ510			のべ142		のべ6,806			のべ138			

文教施設・社会福祉施設以外の施設						
病院・診療所	行政機関	給食共同調理場	地域防災用備蓄倉庫	消防団施設	民間施設	その他
5	49	153	5,553	4	6	28

- *1 公民館、集会所、コミュニティ施設等
- *2 博物館、文化施設等
- *3 体育館、武道館等
- *4 児童館、児童発達支援センター等
- *5 老人デイサービスセンター、在宅介護支援センター等
- *6 地域活動支援センター、身体障害者福祉センター等

※表中の数字は公立小中学校数を示す。

●防災機能

文部科学省の調査では、公立小中学校全体の95.7%が避難所に指定されているが、そのうち非常用電力等の防災機能（設備）の整備割合は50～80%程度となっている。また、要配慮者の利用を想定した、スロープ等による段差解消や多目的トイレの設置などの整備割合は35～65%程度となっている。

今後の避難所としての機能を果たすために必要となる施設設備等の整備については、教育委員会等の関係者間の連携体制の下、防災担当部局が中心となって、避難所として想定される学校ごとに、その位置付け・役割を地域防災計画に明確にし、あらかじめ整備すべき施設設備等や整備の優先順位について検討した上で、学校の防災機能強化のために必要な整備を推進する必要がある。

避難所に指定されている公立小中学校	95.7%
うち防災機能（設備）の保有状況	
（備蓄）	74.0%
（飲料水）	67.6%
（電力）	53.1%
（通信）	78.8%
（断水時のトイレ）	51.3%
うち屋内運動場について要配慮者の利用が想定されているもの	91.9%
うちスロープ等の設置による段差解消	62.0%
うち多目的トイレを設置	33.5%
うち校舎について要配慮者の利用が想定されているもの	69.5%
うちスロープ等の設置による段差解消	63.8%
うち多目的トイレを設置	59.7%

【時点】平成29年4月1日

【出典】避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査



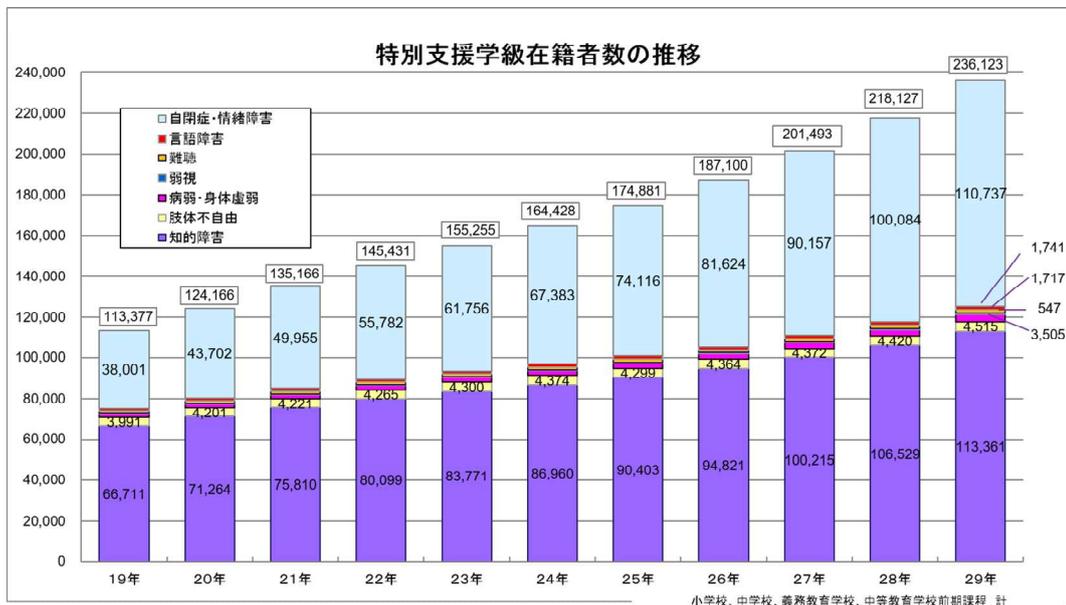
備蓄倉庫



マンホールトイレ

●特別支援学級在籍者数の推移（障害種別／公立小・中学校合計）

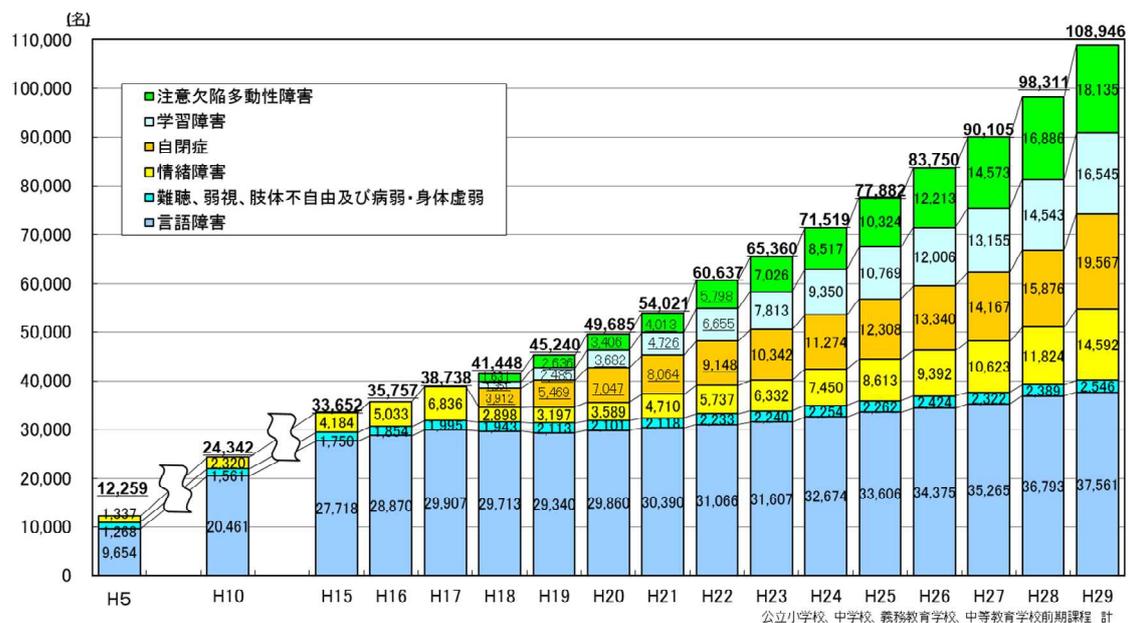
公立小中学校における特別支援学級の在籍者は、平成19～29年の10年間で約2倍に増加している。



	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	27,128	3,040	2,112	477	1,126	667	25,795	60,345
在籍者数	113,361	4,515	3,505	547	1,717	1,741	110,737	236,123

●通級による指導を受けている児童生徒数の推移（障害種別／公立小・中学校合計）

公立小中学校において通級による指導を受けている児童生徒数は、平成19～29年の10年間で2倍以上に増加している。



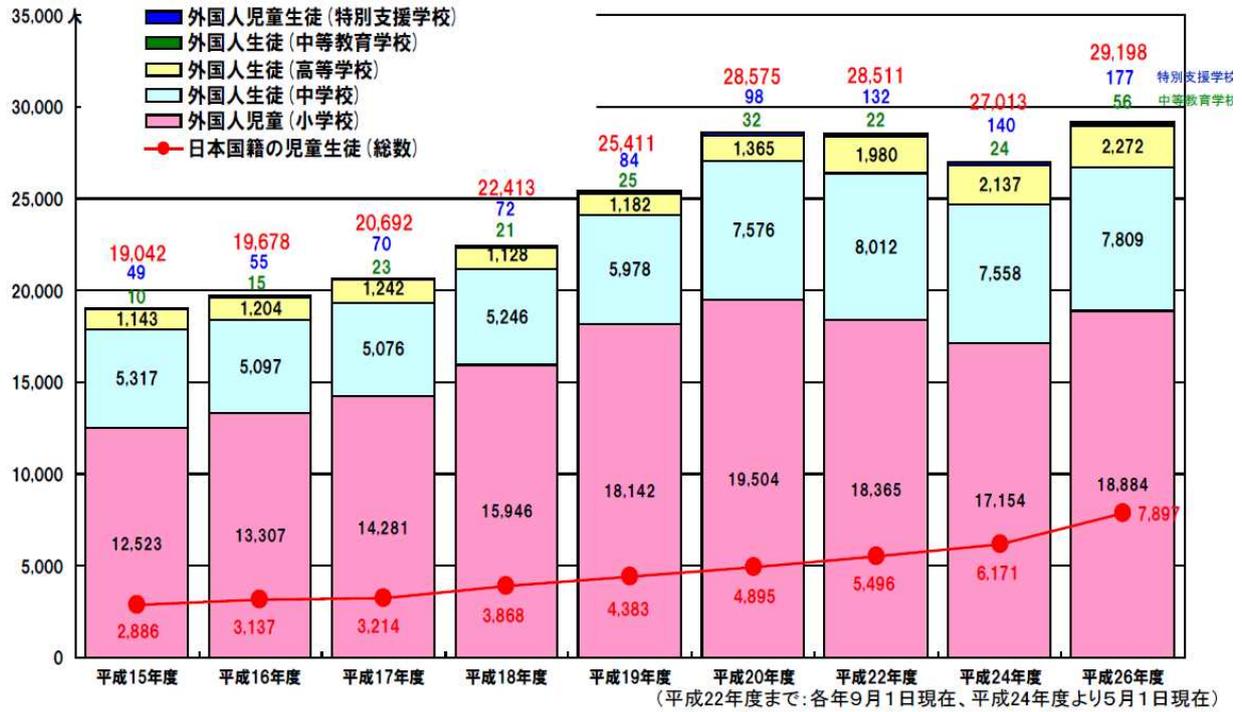
※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定（併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示：平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応）

【時点】平成29年5月1日

【出典】通級による指導実施状況調査

●日本語の指導が必要な児童生徒の推移

年度ごとに若干増減があるが、日本語指導が必要な児童生徒も増加傾向である。



出典：日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(文部科学省)

4. その他配慮すべき事項

(1) チームとしての学校

平成27年12月に取りまとめられた中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」において、校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校（チームとしての学校）を実現するために必要な、

1. 専門性に基づくチーム体制の構築
2. 学校のマネジメント機能の向上
3. 教員一人一人が力を発揮できる環境の整備

の3つの視点とそれぞれの具体的な改善方策及び「学校が何をどこまで担うのか」の観点から学校と家庭、地域社会との関係を整理し、共に子供の成長を支えていく体制を作ることの重要性等が示された。この答申を踏まえ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員が法令上位置づけられるとともに、複数の学校の事務業務を共同で行う「共同学校事務室」の設置が制度化されるなど、必要な法令改正が行われた。

< 卷末参考資料 P 59 >

(2) 地域と学校の連携・協働（コミュニティ・スクール、地域学校協働活動）

平成27年12月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代の教育と地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」において、学校が抱える複雑化・困難化した課題を解決し、子供たちの生きる力を育むため、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」への転換の必要性が提言された。その推進方策として、学校運営協議会制度を柱としたコミュニティ・スクールの一層の推進とともに、従来の学校支援地域本部や放課後子供教室等の活動を、コーディネート機能、多様な活動、持続的な活動の3要素を持った「地域学校協働本部」へ発展させていく必要性等が挙げられている。

また、学校は子供たちの学習の場であるのみならず、地域コミュニティ形成の核となる等の多様な役割を担っていることを踏まえ、地域の実情に応じ、地域住民が利用することも念頭に置きながら、安全・安心で質の高い施設整備を行い、コミュニティスペース等の活用を進めることの重要性等も挙げられている。

この答申を踏まえ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、各教育委員会に、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会を設置することが努力義務とされた。また、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、社会教育法が改正され、同活動に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定が整備された（両法ともに平成29年3月改正、同年4月施行）。

< 卷末参考資料 P 60 >

(3) 学校におけるICT(※1)環境整備

新学習指導要領においては、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定されている。

新学習指導要領の実施を見据え、文部科学省において「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該方針を踏まえ「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018～2022年度)」が策定された。目標とされている水準を以下に示す。

- 学習者用コンピュータ 3クラスに1クラス分程度整備
- 指導者用コンピュータ 授業を担当する教師1人1台
- 大型提示装置・実物投影機 100%整備 各普通教室1台、特別教室用として6台(実物投影機は、整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備)
- 超高速インターネット及び無線LAN 100%整備
- 統合型校務支援システム 100%整備
- ICT支援員 4校に1人配置
- 上記のほか、学習用ツール(※2)、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバ、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備

(※1) Information and Communication Technology (情報通信技術)

(※2) ワープロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどをはじめとする各教科等の学習活動に共通に必要なソフトウェア

< 巻末参考資料P61 >

(4) 放課後子ども総合プラン及び新・放課後子ども総合プラン

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」が策定され、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備が進められてきた。

平成30年9月には、プランの進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向を踏まえ、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目的とした、向こう5年間を対象とする「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、下記のとおり目標が設定されている。

< 「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標(2019～2023年) >

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を図り、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備(約122万人→約152万人)。

- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内等で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

< 卷末参考資料 P 6 1 >

(5) 学校における働き方改革

平成31年1月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」において、教師のこれまでの働き方を見直し、教師が自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになるという、学校における働き方改革の目的を実現するため、

1. 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の促進
2. 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化
3. 学校の組織運営体制の在り方
4. 教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革
5. 学校における働き方改革の実現に向けた環境整備

等の総合的な方策が示された。この答申を踏まえ、文部科学省において、答申の具現化に向けた取組が行われている。

< 卷末参考資料 P 6 2 >

(6) 国土強靱化基本計画（平成30年12月14日 閣議決定）

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく計画であり、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえて、平成30年12月14日に「国土強靱化基本計画」の見直しが閣議決定された。

その中で、学校施設については、天井等非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策、さらに、指定避難所となる施設等については、自家発電設備、備蓄倉庫の整備や代替水源・エネルギー・衛生環境の確保、バリアフリー化等による防災機能強化を推進していくこととされている。

< 卷末参考資料 P 6 5 >

(7) インフラ長寿命化基本計画

(平成25年11月29日 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)

急速な老朽化が予想されている我が国のインフラについて、国及び地方公共団体等が一体となって戦略的な更新・維持管理等を推進するため、平成25年11月「インフラ長寿命化基本計画」が策定された。

小中学校をはじめとした学校施設についても、我が国の主要なインフラの1つとして、今後、インフラ長寿命化基本計画等を踏まえ各学校設置者が策定した個別施設計画に基づき、適切に維持管理等を行っていくことが求められている。

< 巻末参考資料P66 >

(8) 持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals)

2015年9月に国連で採択された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の開発目標であり、「誰一人取り残さない (no one left behind)」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むため、17のゴール (目標) と、その下位目標である169のターゲットから構成されている。

17のゴール (目標) の1つとして「④教育 (質の高い教育をみんなに)」が設定されており、「2030年までに、すべての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする」などのターゲット (下位目標) が定められている。

第2章 これからの小・中学校において充実すべき施設機能

- 現行の小・中学校施設整備指針においては、小・中学校施設が教育を行う場のみならず、児童生徒が長時間過ごす生活の場であり、最も身近な公共施設であることを踏まえ、必要な施設機能を確保するため、計画及び設計上の留意事項が安全面や機能面、防災面など網羅的に記載されている。
- 一方で、現在の学校を取り巻く環境は、第一章で記載のとおり、大きく急激に変化しており、現状で記載された留意事項で対応できないもの、すでに記載された留意事項を更に充実すべきものについて絶えず検討していくことが求められる。
- 学校施設は、これまで以上に、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善のためICTの活用も含めた多様な学習方法への対応が必要であり、また特別支援教育の対象となる児童生徒や、外国籍又は両親のいずれかが外国籍である児童生徒など、多様な児童生徒へのきめ細かな対応が必要である。さらには、学校運営に多様な専門スタッフが参画するための場や、地域と学校の連携・協働に向けて学校運営協議会や地域学校協働活動の関係者など様々な地域住民やボランティア等が集う場としての対応も必要となっている。
- 学校施設を含めた公共施設・公共インフラは一斉に老朽化している。また、少子高齢化や人口減少が進行しており、学校設置者は、総人口や年代別人口についての今後の見通しや、維持管理・更新等に係る中長期的な経費や財源の見込み等を踏まえて、地域における公共施設全体の在り方を検討することが求められている。学校施設についても、将来のまちづくりを見据えた、地域の拠点としての役割を踏まえた検討が求められている。
- 今後の学校施設は、このような多様な活動・人材に対応するものとして、また、社会環境等の変化に対応できるものとして、柔軟性・可変性を持ったものでなければならない。
- このような状況を背景として、これまでの整備指針や報告書における留意事項等を踏まえつつ、今後の小中学校施設整備において、特に留意すべきこと、更に充実を図るべきことについて、以下のとおり検討を行った。今後の小中学校施設の整備においては、特に以下の施設機能の充実を図るべきである。
 1. 新学習指導要領への対応
 2. ICTを活用できる施設整備
 3. インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組
 4. 教職員の働く場としての機能向上
 5. 地域との連携・協働の促進
 6. 学校施設の機能向上
 7. 変化に対応できる施設整備

1. 新学習指導要領への対応

(1) 新たな教科等への対応

- 新学習指導要領では、新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえ、小学校中学年における外国語活動の導入や、小学校高学年における外国語科の導入、情報活用能力の育成のためコンピュータを活用した学習活動の充実が盛り込まれるなど、教科等の新設や目標・内容の見直しが行われた。
- 小学校における外国語活動・外国語科においては、外国語の音声や表現等の学習を体験的に行ったり、外国の文化について理解を深めたりすることが必要である。こうした学習環境に配慮するとともに、発表の場を整備することや、学習活動に応じてICTの環境整備を検討することが重要である。
- 情報活用能力の育成のためのコンピュータを活用した学習活動を充実させるためには、日常的にICTを活用できる環境づくりが重要であり、普通教室に大型提示装置を設置することや、タブレットPC等情報端末の収納場所、充電場所を確保することの他、タブレットPC等の機器の使用を前提として、机の形状や教室の明るさ・広さについても検討することが重要である。
- 幼稚園や小学校、中学校等が併設されている場合は、各学校間の円滑な接続推進のため、幼児児童生徒の交流の場として廊下や階段等の移動空間、中庭や広場等の屋外空間を自然に交流が生まれる空間として工夫することが重要である。
また、小中一貫校においては異学年交流スペースを、児童生徒の動線を考慮して利用しやすい位置に配置し、そこで行われる授業や学校行事等の交流活動を具体的に想定して、規模や施設機能を計画することが重要である。

(2) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を促す施設整備

- 新学習指導要領においては、「何を学ぶか」のみならず、「何ができるようになるか」、「どのように学ぶか」といった観点も重視している。
- 目指す資質・能力として、知識及び技能、思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力、人間性等が明確化されたことを踏まえ、これらを学校全体の目標として、学年や教科等を超えた取組を行うことが必要であり、また、社会と連携・協働しながら必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現も求められている。
- これらの資質・能力の育成のため主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を更に進めることが求められており、今後の小・中学校施設においては、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を促すための環境をどのように整備していくか、という観点が重要である。
- これらの施設整備に当たっては、授業改善の理念や方向性などを踏まえ、学校全体として施設の在り方を考えていくことが必要であるとともに、児童生徒の興味や関心を引き出す環境づくりが重要である。
例えば、少人数学習も含め多様な学習活動に対応できるオープンスペースや家具、対話や発表をしながら学習を進めるためのラーニング・コモンズの整備、学校図書館とコンピュータ室とを融合し読書センター・学習センター・情報センターとしての役割を持たせる、といった取組が考えられる他、特別な教室等を用意するのではなく、普通教室そ

のものを一斉授業にも少人数学習にも対応できる自由度の高い空間にする、といった取組も考えられる。

また、学校の生活や学習において日常的に ICT を活用できる環境を整備していくことが重要である。

(3) カリキュラム・マネジメントの一環としての環境整備

- 今後の小・中学校施設においては、必要な環境を「いかに整備するか」に加え「いかに活用するか」「いかに改善するか」という視点が一層重要であり、これをカリキュラム・マネジメントの一環として位置付け、教育内容や時間の配分、人的・物的資源等と効果的に組み合わせることにより、学習効果を最大化させる取組の促進が期待される。
- 設計・計画においては、発注者である教育委員会等の学校設置者と設計者だけで進めるのではなく、学校、家庭、地域等の関係者と合意形成を図りながら検討を進めていくプロセスを構築することが重要であり、その際、教育活動等のソフト面と施設整備のハード面を結び付けるコーディネーター役となる学識経験者等が参画することも有効である。
- 普通教室には様々な教材や機器が持ち込まれることから、活用方法や収納場所も含め全体をコーディネートして、学習環境を効果的に改善していくことが重要である。
- 室内空間を構成する要素として家具は重要であり、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を進めていくに当たっては、対話や発表等様々な活動が行われうることや、収納の観点からも、家具も含めて計画・整備を進めることが重要である。



ラーニング・commons。教室の四方にモニターを設置。テーブルごとに少人数学習が可能。
【同志社中学校(京都府京都市)】



各教室前のオープンスペース。多様な学習方法に対応するとともに、展示や集会スペースなど、多目的な利用が可能。
【糸魚川市立糸魚川小学校(新潟県糸魚川市)】



各教科教室群の前面に設けられた「教科の広場」。掲示や展示スペースのほか、多様な学習形態にも対応する。隣接する教師コーナーとの連携にも配慮。
【長岡市立東中学校(新潟県長岡市)】

2. ICT を活用できる施設整備

- 新学習指導要領においては、情報活用能力の育成のためのコンピュータを活用した学習活動の充実について、新たに盛り込まれた。
- また、すべての児童生徒に対して質の高い教育を実現することを目指し、遠隔教育の推進により、小規模校や中山間地、複式学級など様々な状況に対応した教育の充実、特別な配慮が必要な児童生徒の支援、教育の質向上のための優れた外部人材の積極的活用等を図ることや、先端技術の導入により、児童生徒の学習状況に応じた指導の充実を図ることの必要性等が指摘されている。
- ICT を活用した教育を充実するためには、ICT を日常的に活用できる環境とすることが重要であり、普通教室に大型提示装置を設置することや、タブレット PC 等情報端末の収納場所、充電場所を確保することの他、タブレット PC 等の機器の使用を前提として、机の形状や教室の明るさや広さについても検討することが重要である。また、照明については、適宜各部の点滅等ができるよう計画することも有効である。
- タブレット PC 端末等の ICT を活用していくためには、普通教室だけでなく特別教室も含め、校内のどこでも日常的に ICT を活用できるよう、無線 LAN を整備することが重要である。
- EdTech（教育分野における、AI・ビッグデータ等の新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組）の活用に必要なものとして学校 ICT 環境を整備することが重要である。



普通教室でICTボードやタブレットPCを使用し、授業を行っている。
【千代田区立神田一橋中学校(東京都千代田区)】



学習・情報センターのパソコン教室。児童もタブレットPCを使用して学習を行う。
【豊島区立目白小学校(東京都豊島区)】



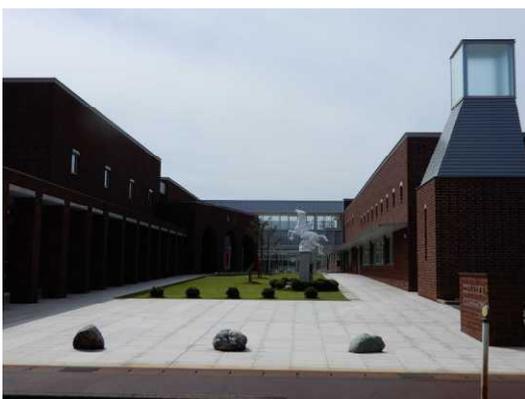
普通教室に設置された可動式のICTボード。指導者用コンピュータと連動し、必要な情報をすばやく投影することが可能。
【千代田区立神田一橋中学校(東京都千代田区)】



黒板下に設置された情報端末の充電保管スペース。生徒それぞれが自作のカバーを掛けて保管。
【千代田区立神田一橋中学校(東京都千代田区)】

3. インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組

- 近年では、障害、経済上の理由、国籍などに関わらず、「共に育つ」ことを基本理念として、物理的・心理的なバリアフリー化を進め、インクルーシブな社会環境の整備が求められている。
- 平成 28 年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障害者に対する不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、国や地方公共団体も含めた事業者による合理的配慮の提供が求められている。
- 近年、少子化の影響により児童生徒数が減少傾向にある中で、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級指導を受ける児童生徒の数は大幅に増加している。また、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒（医療的ケア児）が増加しており、小中学校等、特別支援学校以外の学校においても在籍するようになってきている。
- 障害の有無に関わらず、子供たちが一緒に学んでいくためには、多くの関係者の理解促進が重要であることから、昇降口や特別支援学級の配置等により動線を工夫するなど、児童生徒が円滑に移動できるだけでなく、自然に交流が生まれる計画とすることが重要である。
- インクルーシブ教育システムの構築や合理的配慮の基礎となる環境整備（基礎的環境整備）として、施設のバリアフリー化等を一層進めていくことが重要である。また、落ち着いて勉強ができるスペースやクールダウンできるスペース、医療的ケアの実施に配慮されたスペースを確保することも有効である。
- 特別支援教育は、年度によって対象となる児童生徒の数や状況等が大きく変動するため、自由度の高い空間を整備し、状況に応じスペースを再設定・再構築していくような仕組みとすることも有効である。
- 公立学校に通う外国人児童生徒のうち、日本語指導が必要な児童生徒も増加傾向であり、個別にサポートができるスペースの確保も重要である。



中央のアプローチを共有しつつ、小学校と特別支援学校を併設。児童生徒は同じ動線、同じ昇降口を使うことで自然な交流が生まれる。

【糸魚川市立糸魚川小学校、ひすいの里総合学校(新潟県糸魚川市)】



個別に生徒を支援するサポートセンターは、生徒がリラックスできるよう、自室をイメージした空間となっている。
【同志社中学校(京都府京都市)】



普通教室の隅に、小さくテラスに張り出したコーナーを設けている。普通教室内にデンのようなスペースを設けることで、児童が落ち着きを取り戻せる効果がある。
【豊島区立目白小学校(東京都豊島区)】

4. 教職員の働く場としての機能向上

- 学校施設は児童生徒の学習・生活の場であるとともに、教職員が働く場でもある。そのため、授業を行う教室はもとより、職員室や準備室等においても、教職員がより効果的・効率的に授業の準備や研修、様々な校務等を行うことができるよう、執務環境としてふさわしい基本的な機能を確保することが重要である。
- 新学習指導要領で示された目指すべき資質・能力を踏まえ、学年や教科を超えた横断的な観点で学校全体を運営していくことや、専門スタッフの参画等、多様な人材によるチーム学校として学校運営を進めていくことが求められていることから、多くの関係者と連携・交流ができる環境とすることが重要である。
- また、多様化が進む児童生徒に対応するためにも、教職員が十分に勉強や研修を行える環境づくりが重要である。
- さらに、教員の事務負担を軽減するとともに、事務職員の質の向上に取り組むため、複数の学校の事務業務を共同で行う「共同学校事務室」の設置など、教育委員会と連携した学校事務の適正化・効率化を進めていくことが重要である。
- そのため、教職員が打合せや作業、学校事務、専門スタッフとの連携・情報交換等ができる、多目的な使用が可能な共有スペースや、冷暖房設備の整備等による快適な温熱環境の確保、教職員がリフレッシュや円滑な情報交換等ができる専用のスペース等により、教職員が働きやすい環境を施設面においても確保することが望ましい。
- 統合型校務支援システム等の ICT が活用できる環境を整備するとともに、職員室が乱雑にならないよう電源や配線についても留意することが必要である。また、ICT を活用する場合、情報セキュリティを確保するため、校務・指導者用コンピュータと学習用コンピュータをネットワーク上分離することが必要である。



書棚スペースを完全に分離することで、非常にすっきりとした印象の校務センター。
【糸魚川市立糸魚川小学校(新潟県糸魚川市)】



各教科教室の脇に設けられたメディアセンター。基本的には教員のためのスペースであるが、時間外に生徒の質問を受ける学習スペースになることもある。
【坂井市立丸岡南中学校(福井県坂井市)】



職員室及び印刷室に隣接する教員用ラウンジ。教員用スペースはすべて校庭に面した配置となっている。
【近江八幡市立桐原小学校(滋賀県近江八幡市)】

職員室内に設けられたラウンジ。リフレッシュや情報交換等が可能。
【富山市立豊田小学校(富山県富山市)】

5. 地域との連携・協働の促進

(1) 多様な人材の参画による学校運営の推進

- これからの時代に必要となる資質・能力の育成だけでなく、地域とともにある学校づくり等の観点からも、学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働していくことが求められており、新学習指導要領に盛り込まれた「社会に開かれた教育課程」の実現や、チームとしての学校、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の推進などの取組が進められている。
- 特に、複雑化・多様化した課題を解決するため、教員の他、心理や福祉に関する専門スタッフや学校司書、特別支援教育支援員、部活動指導員等、専門性に基づくチーム体制の構築が進められている。
- また地域学校協働活動の推進により、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員をはじめ、保護者、地域住民、企業、団体等様々な関係者・組織が子供たちの成長を支えていくことが期待されている。
- このような多様な人材等による学校運営への参画のため、執務スペースや作業スペース、情報交換等を行うことができるスペース等を確保することが重要である。
- その際、教職員との連携に配慮した配置計画に留意する一方で、児童生徒に関する情報の流出等がないよう情報の管理に留意することが重要である。



スクールカウンセラー室は居心地の良い空間になるようにソファが置かれている。
【千代田区立神田一橋中学校(東京都千代田区)】



学校の中に PTA 等が集まるための会議室を設け、様々な人が学校に参画しやすい環境をつくっている。
【近江八幡市立桐原小学校(滋賀県近江八幡市)】

(2) 地域の拠点としての施設整備

- 学校施設を含む公共施設の老朽化の進展や厳しい財政状況等を背景として、今後益々、公共施設を効率的に運用していくことが求められている。学校施設の整備に当たっては、将来のまちづくりを見据えた地域の拠点としての役割を踏まえつつ、地域全体の公共施設の状況や今後の総人口・年代別人口の見通し等を踏まえ、他の学校等とのプールなどの施設・設備の共用・集約化や他の公共施設との複合化、余裕教室の活用等を検討することが重要である。
- また、学校施設を含む公共施設については、人口減少や少子高齢化による利用需要の変化等に対応するため、長期的な視点から公共施設の更新・統合・長寿命化を行い、財政負担の軽減・平準化、最適な配置を実現していくことが求められている。

- このような背景から、学校施設と他の公共施設等との複合化を図る事例が増加しており、公民館や図書館と複合化し世代を超えた地域の生涯学習の拠点としている例や、保育所・幼稚園と複合化し各施設間との接続を円滑にしている事例など、地域の拠点としての役割の強化が図られている。
- 学校施設の複合化の検討に当たっては、学習環境の高機能化・多機能化に資するような計画にすることや、多様な世代との交流や地域コミュニティの強化につながる計画とすることが重要である。
- 学校施設の複合化を図る場合、学校運営協議会に保護者の代表や地域住民の他、複合施設の運営者や利用者が参画することで、学校施設の活用・改善、地域の拠点としての役割の強化、チームとしての学校の幅の広がり期待できる。
- 複合施設においては、各施設間の相互利用や共同利用が進められることから、あらかじめ施設管理の組織や運営方法を検討することが重要である。その際、施設管理の方法に合わせた室の配置、機能を検討することが重要である。
- また、複合施設においては、児童生徒や地域住民等の多様な人々が利用することになるため、利用形態に応じた事故の発生防止や防犯機能の確保に十分配慮することが重要である。安全性の確保のためには、開放するエリアを明確に区分できる計画とすることや、施設へのアプローチを二方向にして、運営に合わせて可変的に調整することも有効である。
- 安全確保のためには、施設面での対応だけでなく、地域全体で子供たちを見守るという視点も重要である。
- 地域住民との連携・交流スペースについては、必要性や活用方法について、計画段階からあらかじめ議論をしておくことが必要である。
- 児童生徒や地域住民が学ぶ環境として、地域が育んできた歴史や文化、社会を感じられるように、施設全体のデザイン・景観に配慮することも重要である。
- 地方と都市部など、地域ごとに学校が担う役割や抱える課題は大きく異なる。それぞれの地域で学校に求める機能を十分に検討することが重要である。また、人口急増地域に学校を新設する場合においても、学校が担う役割や位置付け等を十分に踏まえて整備することが重要である。



生涯学習施設との複合化により体育館やプールを共用することで、学校側も非常に高機能な設備を利用することが可能。
【八千代市立萱田南小学校(千葉県八千代市)】



芝生化された校庭は地域ボランティアの手で維持管理が行われている。

【近江八幡市立桐原小学校(滋賀県近江八幡市)】



学校に併設されたコミュニティセンター。

【近江八幡市立桐原小学校(滋賀県近江八幡市)】

(3) 放課後の児童の居場所確保

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破し「待機児童」を解消するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を進めるため、2018年9月、「新・放課後子ども総合プラン」が策定された。
- 当該プランにおいては、放課後児童クラブについて2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備すること、全ての小学校区で、両事業を一体型として1万か所以上で実施することを目指すこと、両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%以上を小学校内で実施することを目指すことが、目標として掲げられている。
- また、放課後児童クラブや児童館との複合化により、教育と福祉との連携を強化している事例など、学校施設において、放課後の児童の居場所確保に向けた取組も増加している。
- 学校施設は、教室や屋内・屋外運動場等を活動場所にできるため、放課後児童クラブとしての活用を含め、放課後の子供たちの居場所・遊び場として、積極的に活用していくことが重要である。



放課後子供教室の風景。

【豊島区立目白小学校(東京都豊島区)】

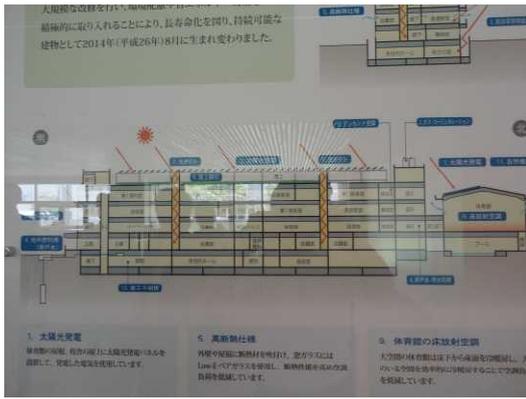


学校の和室を放課後児童クラブと放課後子供教室で共同使用。【豊島区立目白小学校(東京都豊島区)】

6. 学校施設の機能向上

(1) 建築物としての性能向上

- 学校施設は、児童生徒や教職員が使用するだけでなく、地域の拠点として多くの人が集う場である。このため、事件や事故、自然災害に対する安全性だけでなく、音環境や温熱環境、光環境、空気環境等の快適性、児童生徒の学習空間、教職員の執務空間、専門スタッフや地域の方が集まる場としての使いやすさ等の機能性、景観や文化の継承・保存、環境負荷の低減等の社会性、初期費用のみならず、維持管理のしやすさなどの経済性等、基本的な建築性能を確保・向上していくことが必要である。
- 安全性の確保については、構造体の耐震化だけでなく、天井や外壁等の非構造部材やブロック塀などの工作物等を含め、学校施設全体の安全性を高めていくことは引き続き重要であり、このため老朽対策や維持管理もしっかりと行っていくことが重要である。
- また、近年では自然災害が頻発・甚大化していることを踏まえ、校地を選定する際には地震、洪水、津波、地滑り等の自然災害に対して十分な安全性を確保していくことが重要である。
- 快適性の確保については、居住性の向上という基本的な視点で、日照・採光・通風等に配慮するとともに、地域性や省エネルギーも考慮しながら、熱中症対策などのためにも冷暖房設備等の導入について検討することが重要である。
- 冷暖房設備の導入に当たっては、断熱性など省エネ性能の向上の他、CO₂濃度低減など良好な室内環境確保のため、適切な換気方法について検討しておくことが重要である。
- 効果の高い省エネの実施方法や換気の方法など、正しい使い方について周知していくことが重要である。
- 吸音性や調湿性に優れ、温かみや味わいのある木材を内外装や建具、家具に積極的に取り入れることが望ましい。
- 機能性の確保については、学校施設は児童生徒や教職員はもとより、様々な人材の参画や、地域の方が集う場であることから、障害の有無に関わらず、誰もが使いやすいユニバーサルデザインを採用することが重要である。
- また、学校では様々な教材等を使用することから、効率的に収納できるスペースを設けることは、空間を豊かに使うためにも重要である。
- エコスクール（環境を考慮した学校施設）や避難所として防災機能を備えた学校施設を、環境教育や防災教育における実物大の教材として活用することが重要である。
- 洋式便器を採用するなど、生活様式や児童のニーズ等を踏まえた便所を計画することが重要である。



校舎等に太陽光発電設備や外壁・建具等の断熱化、井戸水・雨水利用、地中熱利用など様々な環境負荷低減の取組(エコスクール)が施されており、校内にも分かりやすく掲示。

【千代田区立神田一橋中学校(東京都千代田区)】



室をイメージできるイラストを添え、ユニバーサルデザインにも配慮した室名版。

【豊島区立目白小学校(東京都豊島区)】

(2) 防災機能の強化

- 公立小中学校の9割以上が避難所に指定されており、学校施設がその役割を十分に果たしていくためにも、避難所としての防災機能を一層強化していくことが必要である。
- トイレや備蓄倉庫、プライベートスペース、情報通信設備、電力・ガス、飲料水の確保だけでなく、大型車両による物資等の搬入を見据え、正門等の通行幅を十分に確保すること、作業スペースについても十分に確保しておくことが重要である。
- 災害時に学校施設を地域住民に開放することも想定し、セキュリティの確保についてあらかじめ検討しておくことが重要である。
- 避難所としての役割からも、冷暖房設備の導入も視野に入れつつ、温熱環境の改善方策を検討しておくことが重要である。また、ユニバーサルデザインの採用や、バリアフリー化を行い、利用者すべてに優しい学校施設としていくことが重要である。
- 災害時に避難所となる学校施設においては、防災担当部局が中心となり、学校設置者、自主防災組織、地域住民等と連携しつつ、地域住民に開放する部分とそれ以外の部分を明確に区分し、避難者の居住スペースや避難所運営に必要なスペースを設定した学校施設の利用計画や実践的な運営マニュアルを策定するとともに、関係者に周知しておくことが重要である。特に、避難所の運営方法については、教育活動の再開も見据えつつ、防災部局等と十分に連携することが重要である。



ピックルーフと呼ばれる屋根付きの半屋外広場。平常時は雨天の運動の場として、災害時には荷受け等のスペースとして多目的に利用可能。右手に見えるのは避難所スペースとなる体育館。

【長岡市立東中学校(新潟県長岡市)】



避難所スペースとなる体育館に隣接して受水槽を設置。断水時にはタンクから直接採水することが可能。

【長岡市立東中学校(新潟県長岡市)】



通常は都市ガスを使用しているが、災害時にはプロパンガスが使用できるよう、ガス変換機の接続口を配備。
【長岡市立東中学校(新潟県長岡市)】

7. 変化に対応できる施設整備

- 将来の教育活動の変化や、地域の拠点としての役割の変化に対応するため、長期的な視点を持った施設整備が必要である。
- 増築や改修等が可能となるような配置計画とすることや、室の区画や仕上げ等は、将来の教育活動の変化に応じて変更可能とすること、改修整備を行いやすい施設とするなど、長期間建物を有効に活用できる計画とすることが重要である。
- 教育内容・方法の変化や社会環境の変化などに対応し、学校施設を「長く使いこなす」ためには、計画的な長寿命化改修と適切な維持管理を実施していくことが重要である。また、学校施設を新築、増築、改築するに限らず、長寿命化改修においても、学校施設整備指針に示す留意事項等を再度確認することが重要である。



改修により教室と廊下の界壁を廊下側に1m拡張し、ICT機器や机の配置に余裕を持たせている。また、空調設備の導入や窓等の断熱処理により、居住性が大幅に向上している。
【千代田区立神田一橋中学校(東京都千代田区)】



中廊下型のため廊下が暗くなりがちであったが、改修により屋上に光ダクトを2箇所設けたことにより、柔らかな自然光を取り込めるようになった。
【千代田区立神田一橋中学校(東京都千代田区)】

第3章 小・中学校施設整備指針の改訂案

- 第2章までの議論及び現行の小・中学校施設整備指針を踏まえつつ、小・中学校施設整備指針改訂の方向性及び改訂案（変更箇所を明示したもの）を以下のとおり提示する。

小・中学校施設整備指針改訂の方向性

1. 新学習指導要領への対応

- ・ 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を促す施設整備の重要性を追記。

2. ICTを活用できる施設整備

- ・ ICTを日常的に活用できる環境づくりの重要性を追記。

3. インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組

- ・ バリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進に関する記述を充実。

4. 教職員の働く場としての機能向上

- ・ 働く場としてふさわしい環境として整備することの重要性を追記。

5. 地域との連携・協働の促進

- ・ チームとしての学校を支える専門スタッフ等のスペース確保の重要性を追記。
- ・ 地域全体の公共施設の状況等を踏まえ、他の公共施設との複合化・共用化等を検討することの重要性を追記。
- ・ 放課後の児童の居場所を確保することの重要性を追記。

6. 学校施設の機能向上

- ・ 照明設備や冷暖房設備、換気設備等も組み合わせて良好な環境を確保することの重要性を追記。
- ・ 施設や設備とともに、困障等の工作物も含めた安全性確保に関する記述を充実。
- ・ 洋式便器を採用するなど、生活様式や児童のニーズ等を踏まえた便所を計画する重要性を追記。
- ・ 災害時に避難所となる学校施設では、物資等の搬入を見据え、正門等の通行幅を十分に確保しておくことの重要性を追記。

7. 変化に対応できる施設整備

- ・ 教育内容・教育方法等の変化や社会的変化に対応し、学校施設を長く使いこなしていくための施設整備の重要性を追記。

※小・中学校施設整備指針の改訂案は別冊1、2参照